

保育所（園）・認定こども園 利用申込みのご案内

WEB版

平成29年度



鳴門市福祉事務所

子どもいきいき課



TEL 088-684-1209



子ども・子育て支援新制度

平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が本格的に始まり、それぞれの保護者の方の保育の必要性に応じてお子様が保育施設を利用するようになりました。

また保育施設では、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができるよう保育の質の改善を行い、充実した保育環境の整備を行っています。

■認定の種類

	説明	利用できる施設例
1号認定	「保育を必要としない」 満3歳以上の子ども	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園機能部分）
2号認定	「保育を必要とする」 満3歳以上の子ども	・保育所 ・認定こども園（保育所機能部分）
3号認定	「保育を必要とする」 満3歳未満の子ども	・保育所 ・認定こども園（保育所機能部分）

● 小学校入学前に保育施設（保育所・認定こども園）の利用を希望する子どもは、「認定」を受ける必要があります

● 保護者以外の同居者が「保育ができるかどうか」の確認はしません。

● 保護者の働く時間などをもとに「保育必要時間」が決められます

保護者の就労時間などから、保育を利用できる時間は「保育標準時間（最長11時間）」か、「保育短時間（最長8時間）」かが決められます。（具体的な時間帯は、施設によって異なりますので、冊子中の市内保育施設一覧表をご確認ください。）この時間を超えての保育の利用を希望するときは、「延長保育」を利用することになります。

■保育所、認定こども園（保育所機能部分）では…



標準時間保育（保護者就労時間目安：1か月あたり120時間以上）

延長	11 時間	延長
----	-------	----

短時間保育（保護者就労時間目安：1か月あたり48時間以上120時間未満）

延長	8 時間	延長
----	------	----

支給認定申請書及び保育施設の利用申込の受付について

■平成29年4月1日利用申込の受付期間

平成28年12月1日（木）～平成28年12月28日（水）
8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）

上記期間後、利用枠に余裕がある場合は、次の日程で随時申し込みを受け付けます。

第2次選考 平成29年1月4日（水）から2月3日（金）まで

最終選考 平成29年2月6日（月）から3月15日（水）まで

※保育施設・・・保育所（園）、認定こども園（保育所機能部分）

■年度途中の利用申込の受付

利用希望月（各月1日からの利用）前月の1日から15日までが受付期間です。
(15日が土・日・祝日の場合はその前日までに申し込んでください。)

■受付場所

- 各保育所（園）・認定こども園
- 鳴門市子どもいきいき課窓口



住民票を異動前の申し込みは？

鳴門市の保育施設を利用する場合は、原則「鳴門市に住民票がある」ことが条件となります。

ただし、申し込み時点で鳴門市以外に住民票を置いている場合でも転勤などが分かっていて、「保育施設利用開始日（利用月の1日）までに鳴門市に住民票を置く予定」であれば申し込みができます。



保育認定理由

■認定理由と保育期間

認定理由		保育期間	保育時間の区別
就労	1か月あたり 120 時間以上	必要と認められる期間	保育標準時間
	1か月あたり 48 時間以上 120 時間未満	必要と認められる期間	保育短時間
疾病・障がい		必要と認められる期間	保育標準時間
妊娠・出産		出産予定月とその前後2か月(計5か月)まで	保育標準時間
親族の介護・看護		必要と認められる期間	保育標準時間 保育短時間
災害復旧		災害証明期間以内	保育標準時間
在学・職業訓練		学校、職業訓練の期間	保育標準時間 保育短時間
求職活動		3か月以内	保育短時間
児童虐待・DV		必要と認められる期間	保育標準時間
育児休業取得の継続利用		生まれた子どもの満1歳の誕生日が属する月末まで	保育短時間
その他市長が認める場合		必要と認められる期間	保育標準時間 保育短時間

●保育の必要量が複数となる場合(父母どちらかが短時間認定の就労時間である等)は、短い理由の認定になります。

●申し込みに虚偽があった場合は、決定後であっても利用を取り消すことがあります。

●年度途中でも認定理由がなくなった場合は、利用ができなくなります。

●保育短時間と標準時間とでは保育料が異なりますので、就労等の状況に変更があった場合は、早急に届けてください。



提出書類

■支給認定（施設型給付費・地域型保育給付費等）申請書兼施設等利用申込書

- ・利用児童1人につき1枚提出してください。
- ・ボールペンで記入し、押印してください。※消えるボールペンの使用はご遠慮ください。
- ・「児童の世帯員」欄は、同居者全員を記入してください。

■保育を必要とする証明書

- ・保育の利用を必要とする証明を提出してください（兄弟姉妹なら共有できます）。
- ・利用児童の保護者（父母等）についてそれぞれ必要ですが、保護者ではない同居家族（祖父母等）の分は提出不要です。

就労 (常勤・パート・内職等)	就労（内定）証明書	勤務先の証明印が押印されたものが必要です。 自営（農業・漁業等）の場合も提出が必要です。
育児休業明け	職場復帰証明書	職場に復帰した後に提出が必要です（保育所利用決定後2か月以内に提出してください）。
育児休業中 (継続児のみ)	育児休業取得証明書	既に保育施設を利用している児童の保護者が育児休業を取得する場合提出が必要です。
求職活動	求職活動申立書	求職状況を自己申告してください。
出産	母子手帳の写し	表紙（交付日と氏名が記載されているページ）と出産予定日のあるページのコピー。
疾病・障がい等	疾病等の証明書 (診断書等)	医療機関等の証明書・身体（精神）障害者手帳・療育手帳などのコピー。
病人等の介護・看護	介護・看護状況申立書	介護・看護状況を申告してください。状況に応じて添付書類の提出が必要です。
就学	在学証明書	在学期間が分かるもの。
災害等	被災証明書	被災、復旧従事状況が分かるもの。

■利用者負担額（保育料）算定書類（いずれか1種）

●平成28年1月1日に鳴門市に住民票がなかった保護者の方のみ必要。

- ・28年度の所得課税証明書
- ・28年度の市民税・県民税納税通知書
- ・28年度の市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書

※平成29年1月1日に鳴門市に住民票がなかった保護者の方は、9月以降の保育料算定のため、29年度の証明書類が必要になります（6月以降に提出依頼）。

●ひとり親世帯で利用者負担額の軽減を受けられる方のみ必要。

- ・戸籍謄本または、児童扶養手当証書のコピー

●在宅障がい者（児）がいる世帯で利用者負担額の軽減を受けられる方のみ必要

- ・身体（精神）障害者手帳または、療育手帳のコピー

利用者負担額（保育料）について

保育料は、保護者（父親・母親）の市町村民税額の合算で決定します。ただし、保護者を税法上の被扶養者としている祖父母等がいる場合は、生計の中心者は祖父母等の扶養者になるため、その扶養者の市民税も合わせて保育料を計算します。

また、保育料は9月分から再決定されます。

- ・4月～8月分の保育料・・・28年度市町村民税
- ・9月～3月分の保育料・・・29年度市町村民税



※年度途中に申告等で市民税が変更になった場合は、お申し出ください。

●保育料は、保育標準時間認定と保育短時間認定で異なります。

●保育料決定の児童の年齢区分は、4月1日現在の満年齢で、年度内の変更はありません。

●延長保育を利用する場合は、保育料とは別に延長保育料が必要です。詳しくは各施設にお問い合わせください。

◆利用者負担額（保育料）の納入のための口座登録にご協力ください

平成27年度から保育料は、公私立保育所ともに市が口座振替により集金しています。

このため、保護者の方に振替に利用する口座を指定いただく必要がありますので、保育料決定後に送付する口座振替依頼書を、振替を希望する口座の金融機関にご提出ください。

なお、振替手数料は市が負担します。

※すでに登録済の方（兄弟を含む）や保育料が無料の方は、手続きの必要はありません。

【依頼可能金融機関】

◆阿波銀行 ◆百十四銀行 ◆四国銀行 ◆徳島銀行 ◆香川銀行

◆徳島信用金庫 ◆四国労働金庫 ◆市内各農業協同組合

◆四国内のゆうちょ銀行

【平成29年度保育料振替スケジュール】

4月分	平成29年5月 1日	10月分	平成29年10月31日
5月分	平成29年5月31日	11月分	平成29年11月30日
6月分	平成29年6月30日	12月分	平成29年12月25日
7月分	平成29年7月31日	1月分	平成30年 1月31日
8月分	平成29年8月31日	2月分	平成30年 2月28日
9月分	平成29年10月2日	3月分	平成30年 4月 2日



保育料の軽減について

■多子世帯への軽減（申請不要）

- 小学校入学前の児童が複数同時に保育施設や幼稚園を利用している場合、第2子の保育料が半額に、第3子以降の保育料は無料になります。
- 保育料階層区分がB1からB4までに該当する場合、最年長の子どもの年齢に関係なく、第2子の保育料が半額となります。

■多子世帯への軽減（申請が必要です）

- 保護者が生計を同一にしている兄姉を2人以上養育している場合、第3子以降の保育料が無料になります。
※兄姉が鳴門市外に住民票がある場合は、保険証のコピー等、同一の保護者に養育されている証明が必要です。
- ※兄姉が結婚や就職などで、保護者が養育しなくなった場合は、養育しなくなった日の翌月から軽減の対象外となります。

■その他の軽減

- ひとり親世帯、障がい者（児）のいる世帯で、世帯の保育料階層区分がB1からCまでに該当する場合は、保育料が軽減されます。なお、4ページに記載の書類が必要です。
- 利用児童の傷病が理由で月の半分以上の日を欠席した場合、保育料が軽減されます（年度内で2か月以内）。なお、減免申請書、医師等の証明書、保育施設で保管している出席状況が分かる書類の提出が必要です。
 - ・保育施設開所日を連續して半分以上欠席・・・半額免除になります。
 - ・保育施設開所日の全部を欠席・・・全額免除になります。



変更届について

家庭状況、就労状況等が変わったときは、子どもいきいき課または利用中の施設に「変更届」を提出してください。

保育必要量（標準時間、短時間）の変更が必要な場合は、変更する月の前月25日までに「変更届」と保育必要量を変更する必要がある証明書（就労証明書等）を提出してください。



保育施設の変更・退所

■保育施設の変更

利用承諾期間途中での変更は原則できません。

引っ越しなど、やむを得ない事情がある場合は子どもいきいき課にご相談ください。

■退所

利用承諾期間途中で退所する場合は、退所する月の15日までに、「退所届」を利用中の保育施設へ提出してください。